

ご契約に際して

■ 契約年齢について

- 20歳～80歳

契約年齢とは、ご契約日における被保険者の年齢のことをいいます。

■ 保険期間・保険料払込期間について

70歳～90歳／98歳満了

※契約年齢により、保険期間・保険料払込期間のお取扱いが異なりますので、詳しくはアクサ生命の担当者におたずねください。

■ 保険料払込方法について

月払／半年払／年払

■ 主契約について

お支払金	お支払事由
生活障害保険金	次のいずれかに該当されたとき (1) 責任開始期以後の傷害または疾病により所定の高度障害状態に該当されたとき (2) 責任開始期以後の傷害または疾病により所定の要介護状態に該当したと医師によって診断確定されたとき*1 (3) 次のいずれかに該当されたとき ・所定の急性心筋梗塞を発病し、所定の状態が継続したとき*2 ・所定の脳卒中を発病し、所定の状態が継続したとき*3 (4) 責任開始期以後に発生した所定の不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に所定の障害状態に該当されたとき
死亡保険金	死亡されたとき

*1 所定の要介護状態が、その該当した日からその日を含めて継続して180日あることを医師によって診断確定されたことを要します。

*2 責任開始期以後の疾病により所定の急性心筋梗塞を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態が継続したと医師によって診断されたとき。

*3 責任開始期以後の疾病により所定の脳卒中を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺などの他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき。

●生活障害保険金、死亡保険金は重複してお支払いすることはありません。

●生活障害保険金をお支払いしたときは、生活障害保険金のお支払事由に該当されたときから、ご契約は消滅します。

❗ 所定の高度障害状態は、約款に定められた次の状態をいいます。

1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

■保険金などをお支払いしない場合などの制限事項について、詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

■この保険には、保険料の立替のお取扱いがあります。

■この保険には、満期保険金・契約者配当金はありません。

●ご契約の際には、「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報・その他重要なお知らせ)」[「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報・その他重要なお知らせ)」「ご契約のしおり・約款」は、ご契約についての大切な事項、必要な保険の知識などについてご説明しています。必ずご一読のうえ、大切に保管してください。

●生命保険募集人について

アクサ生命の担当者(生命保険募集人)は、お客さまとアクサ生命の保険契約締結の媒介を行う方で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対してアクサ生命が承諾したときに有効に成立します。

●この保険の販売資格について

この保険の販売資格などに関しまして確認をご希望の場合には、カスタマーサービスセンター(TEL：03-6757-0310 受付時間：9:00～17:00 土・日・祝日、年末年始のアクサ生命休業日を除く)までご連絡ください。



古紙バブル配合率80%再生紙を使用

アクサ生命は環境負荷の軽減を目指し、CO₂削減に努めています。

お問合せ先・担当者



アクサ生命保険株式会社

〒108-8020 東京都港区白金1-17-3

TEL 03-6737-7777 (代表)

www.axa.co.jp/



経営者の「就業不能」に
備えられる保険です。

企業経営

サポートシリーズ

就業不能 保障プラン

契約年齢：20歳～80歳



生活障害保障型定期保険

以下の保障を希望されるお客さまにおすすめの保険です。

死亡

傷害

介護

事業保障

「会社の安心」と「経営者の未来」のため の備えは万全でしょうか。

在任中

「経営リスク」への備え

万一の事態から会社を守る。

事業保障資金

経営者は会社の「顔」。経営者に万一のことがあった場合、売上の減少や信用低下による資金繰りの悪化などが起きるリスクがあります。そのような事態となったときに対応できる事業保障資金が必要になります。

■事業保障資金の目安額

万一のとき会社を守るために必要な資金は、債務を返済したうえで、売上がゼロでも一定期間、役員・従業員の給与を払い続けることができる金額が目安となります。

法人税など*

・短期借入金
・買掛金
・支払手形 など

+

役員・従業員の年間給与

* 法人が受取った死亡保険金は雑収入として法人税の課税対象となる場合があります。また、債務の返済は損金としては扱われないため、死亡保険金を債務の返済に充てる場合は、税金を考慮する必要があります。

死亡退職金・弔慰金

死亡退職金や弔慰金をご遺族の生活資金や相続税の納税資金として活用できます。

■死亡退職金の目安額

最終報酬月額

×

役員在任年数

×

功績倍率
(2~3倍*)
*社長の場合。

■弔慰金の目安額

業務上の死亡…

最終報酬月額

×

36ヵ月分

業務外の死亡…

最終報酬月額

×

6ヵ月分

不測の事態に備える資金

得意先のアクシデントや市場環境の悪化など、経営環境は急激に変化することがあります。そのような場合でも、会社経営に影響が出ないように運転資金を確保するための備えが必要です。

ご勇退

「役員退職慰労金」の準備

経営者の未来を支える。

役員退職慰労金

役員退職慰労金は、経営者のこれまでの重責や功績に報いる功労金であり、勇退後のセカンドライフを豊かなものにするための資金となります。いざ勇退するとき、経営環境や業績などに左右されずに受取ることができるよう、また、多額の役員退職慰労金の支払いにより経営が圧迫されないよう、計画的に準備することが肝要です。

役員退職慰労金の適正額は？

一般的には、以下のような金額が役員退職慰労金の目安と考えられています。

■役員退職慰労金の目安額

最終報酬月額

×

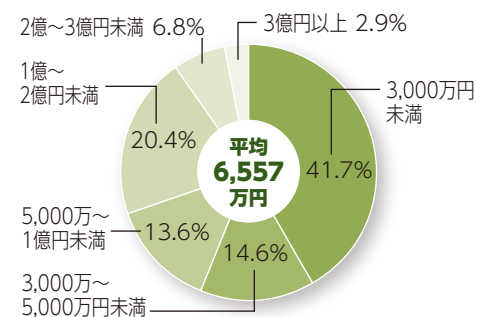
役員在任年数

×

功績倍率(2~3倍*)

*社長の場合。

■社長の退職慰労金予定額



(注)「わからない」を除く。

出典：セールス手帖社保険FPS研究所「平成28年企業経営と生命保険に関する調査」

在任中

「就業不能リスク」への備え

経営者不在の事態から会社を守る。

就業不能に備える資金

「就業不能」とはどのような原因で起こるのでしょうか？

たとえば 脳卒中や急性心筋梗塞などにかかり「働けなくなる」

脳卒中や急性心筋梗塞は、命にかかわる重大な病気であると同時に、療養やリハビリなどが長期にわたる場合があります。

■脳卒中と急性心筋梗塞の総患者数

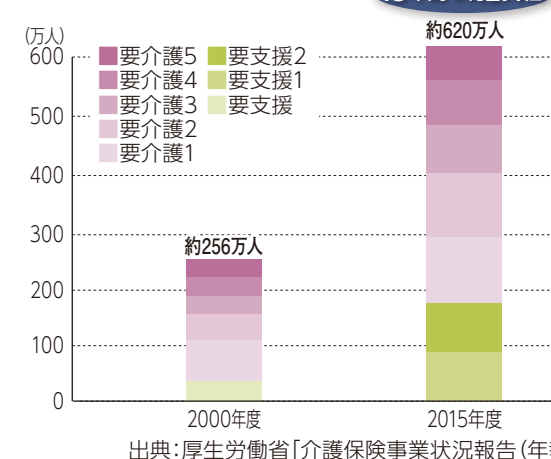
脳卒中 104.0万人 *1
急性心筋梗塞 3.3万人

*1 くも膜下出血、脳内出血、脳梗塞の総患者数の合計
出典：厚生労働省「平成26年 患者調査」

たとえば 介護が必要な状態になり「働けなくなる」

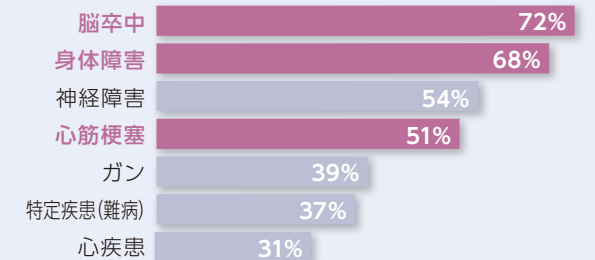
要介護状態になった場合、ご本人はもちろん、ご家族にも精神的・身体的、そして経済的に大きな負担が生じることがあります。

■要介護(要支援)認定者数の推移

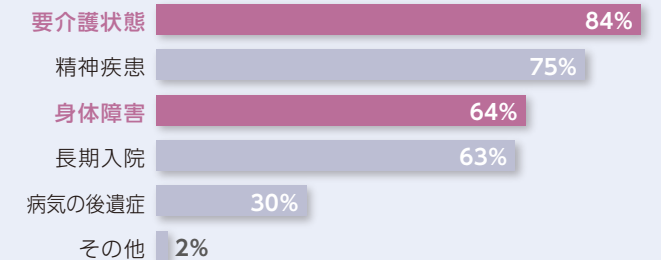


経営者へのアンケート調査

■就業不能になると思う疾病・ケガ(複数回答)



■就業不能になると思う事象(複数回答)



出典：アクサ生命保険株式会社「中小企業オーナーに対する意識調査」(2012年1月)
調査方法：インターネット調査／調査地域：全国／サンプル数：900／調査対象者：従業員数100人未満の中小企業オーナー(40歳以上70歳未満)

経営者の「就業不能」は、会社経営において重大なリスクとなります。

経営者が重病などによって「就業不能」になり長期不在となった場合、会社経営においてさまざまなリスクが発生します。

売上の減少による
経営悪化のリスク

迅速かつ的確な
経営判断ができないリスク

信用低下により
資金繰りが悪化するリスク

信用低下により取引先が
減少するリスク

先行きの不安が原因で従業員の
精神的ストレスが増加するリスク

就業不能保障プランは、
経営者が所定の理由で「就業不能」となった場合のリスクに備えることができます。

経営者の「万一の事態」と「就業不能」に備えながら、
「勇退後のための資金」も築くことができるプランです。

在任中「就業不能リスク」「経営リスク」への備え

ご勇退「役員退職慰労金」の準備

就業不能に備える資金／事業保障資金／死亡退職金・弔慰金

生活障害保険金・死亡保険金を
経営の存続に必要な資金としてご活用いただけます。

生活障害保険金

次のいずれかの状態に該当された場合には、
「生活障害保険金」をお支払いします。

 所定の高度障害状態に
該当されたとき

 所定の急性心筋梗塞・所定の
脳卒中により60日以上、
所定の状態が継続したとき

 所定の要介護状態*に
該当され、180日継続
したと医師によって
診断確定されたとき

 所定の不慮の事故により
180日以内に所定の障害状態
に該当されたとき

死亡保険金

生活障害保険金を受取ることなく亡くなられた場合には、
「死亡保険金」をお支払いします。

*所定の要介護状態とは、おおむね公的介護保険における要介護4程度に相当する状態をいいますが、あくまで目安であり、この保険のお支払事由に該当しているかどうかはアクサ生命が定める基準により判定されます。公的介護保険における要介護4に該当しても、アクサ生命の支払基準を満たさない場合があります。なお、ここでの公的介護保険の認定基準は2017年10月現在の認定基準にものといたします。アクサ生命の支払基準について詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

※生活障害保険金、死亡保険金は重複してお支払いすることはありません。また、生活障害保険金をお支払いしたときは、生活障害保険金のお支払事由に該当されたときからご契約は消滅し、以後の保障はなくなります。

❗ 所定の高度障害状態、所定の急性心筋梗塞・所定の脳卒中、所定の要介護状態および所定の障害状態について詳しくは、5ページの「Q&A」、裏表紙の「ご契約に際して」をご覧ください。

不測の事態に備える資金

解約時払いもどし金を、
急な資金ニーズにご活用いただくことが可能です。

※解約されると以後の保障はなくなります。

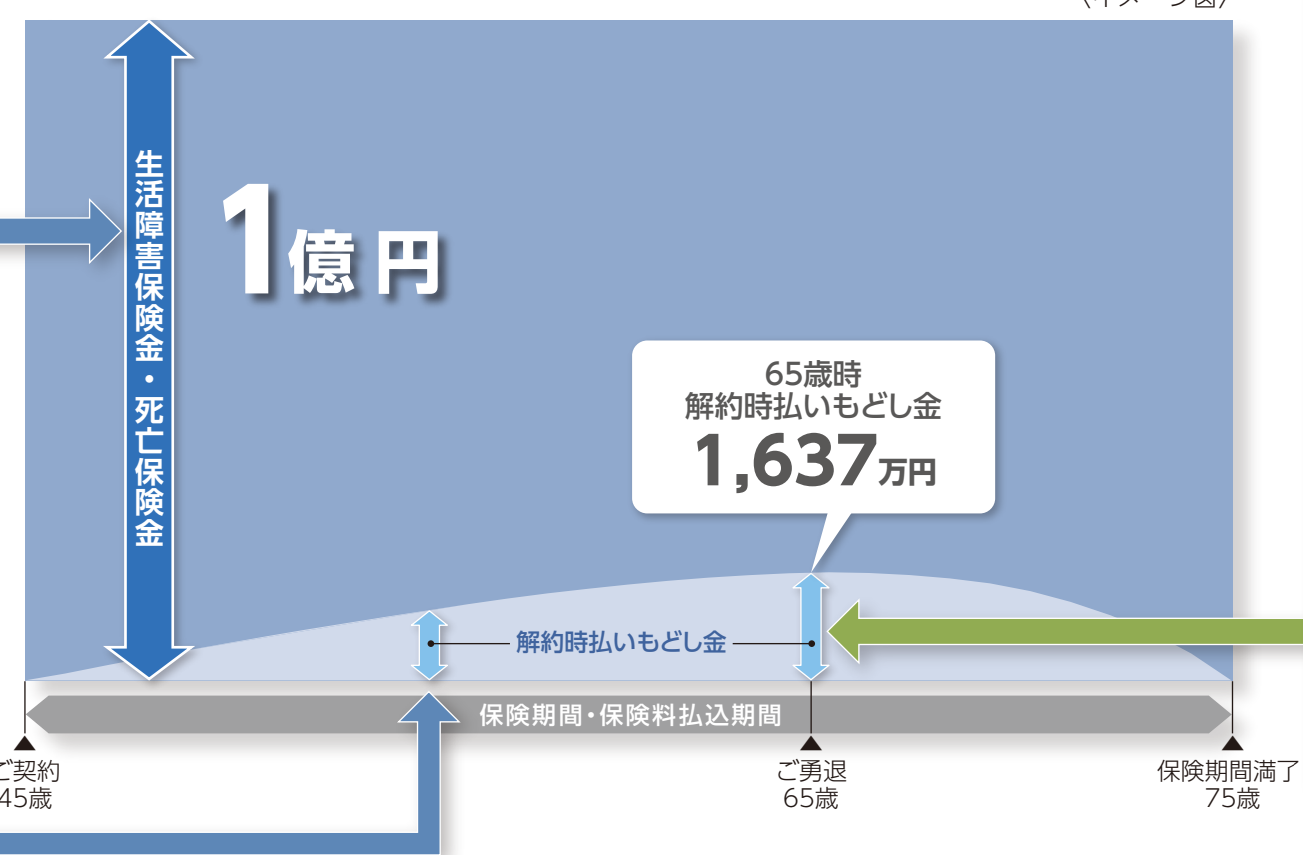
所定の条件を満たせば、保障はそのままにして資金を調達できる
「契約者貸付制度」がご利用いただけます。

法人ならではのメリットも！

法人契約の場合、保険料の全額または
一部を損金として取扱うことができます。

※契約年齢や保険期間によって、損金としてお取扱いできる割合が異なります。
※詳しくは6ページをご覧ください。

[ご契約例] ご契約者：法人 被保険者：経営者(45歳・男性) 保険金の受取人：法人
●保険金額：1億円 ●保険期間・保険料払込期間：75歳満了 ●年払保険料：1,689,900円
●保険料経理処理：全額損金に算入



■ 上記ご契約の推移表

経過年数	年齢	支払保険料累計 A	解約時払いもどし金額 B	返戻率 B÷A	損金算入額 C	税軽減効果額累計 D=(C×実効税率)の累計	実質負担額 E=A-D	実質返戻率 B÷E	資産計上額 累計	解約時払いもどし金額と 資産計上額累計の差額
1年	46歳	1,689,900円	1,040,000円	61.5%	1,689,900円	571,186円	1,118,714円	92.9%	0円	1,040,000円
2年	47歳	3,379,800円	2,250,000円	66.5%	1,689,900円	1,142,372円	2,237,428円	100.5%	0円	2,250,000円
3年	48歳	5,069,700円	3,420,000円	67.4%	1,689,900円	1,713,558円	3,356,142円	101.9%	0円	3,420,000円
4年	49歳	6,759,600円	4,520,000円	66.8%	1,689,900円	2,284,744円	4,474,856円	101.0%	0円	4,520,000円
5年	50歳	8,449,500円	5,600,000円	66.2%	1,689,900円	2,855,930円	5,593,570円	100.1%	0円	5,600,000円
7年	52歳	11,829,300円	7,700,000円	65.0%	1,689,900円	3,998,302円	7,830,998円	98.3%	0円	7,700,000円
10年	55歳	16,899,000円	10,580,000円	62.6%	1,689,900円	5,711,860円	11,187,140円	94.5%	0円	10,580,000円
15年	60歳	25,348,500円	14,510,000円	57.2%	1,689,900円	8,567,790円	16,780,710円	86.4%	0円	14,510,000円
20年	65歳	33,798,000円	16,370,000円	48.4%	1,689,900円	11,423,720円	22,374,280円	73.1%	0円	16,370,000円
25年	70歳	42,247,500円	13,520,000円	32.0%	1,689,900円	14,279,650円	27,967,850円	48.3%	0円	13,520,000円
30年	75歳	50,697,000円	0円	0.0%	1,689,900円	17,135,580円	33,561,420円	0.0%	0円	0円

※実質返戻率は、解約時払いもどし金のお受取りにより生じる課税関係について考慮していません。
※経過年数とはご契約日から起算した年数です。各数値は年単位の保険料が全額払込まれたことを前提とし、各保険年度の最後の日を基準に計算しています。また、数値に端数が発生した場合は表示単位未満を切捨てて表示しています。
※解約されると以後の保障はなくなります。
※解約時払いもどし金額は、保険期間満了時に0円となります。
※上記ご契約の推移表は、「法人税基本通達9-3-5」、および「平成20年2月28日付課法2-3 課審5-18」(現行の通達などには生活障害保障型定期保険に関する規定はありませんので、現行の定期保険および長期平準定期保険の規定に準拠しています。)が適用されたものとして計算しています。

記載の税務についてのお取扱い、2017年10月現在の税制にもとづいた一般的なお取扱いをご案内しているものであり、実際のお取扱いとは異なる場合があります。また、このお取扱いは、将来変更される可能性があります。個別の税務などについて、詳しくは、所轄の税務署などに必ずご確認ください。

役員退職慰労金

解約時払いもどし金を
役員退職慰労金の財源
としてご活用いただけます。

※解約されると以後の保障はなくなります。

ご契約者を経営者個人へ変更し、
経営者ご自身のための保障
にすることができます。

その後は「払済生活障害保障型
定期保険」や「払済生活障害保障
型終身保険」へ変更し、保険料
のご負担なく保障を継続する
ことができます。

※払済生活障害保障型定期保険・払済生活障害保障型終身保険へ変更をされた場合、保険金額は変更前より小さくなります。
※ご勇退時に、ご契約者を「法人」から「経営者個人」に契約者変更した場合、経理処理が必要となります。保険契約の権利の価額は、変更時の解約時払いもどし金相当額で評価され、退職所得(収入金額)に合算し、所得税の課税対象となります。

Q&A

Q₁

「所定の要介護状態」とはどのような状態のことですか？

A

「所定の要介護状態」とは、おおむね公的介護保険における要介護4程度*に相当する状態をいい、具体的には次の①②のいずれかの状態をいいます。

生活障害保険金のお支払いには、所定の要介護状態が、その該当した日からその日を含めて継続して180日あることを医師によって診断確定されることが必要です。

① 常時寝たきり状態で、a に該当し、かつ b ～ e のうち2項目以上に該当して他人の介護を要する状態



② 器質性認知症と診断確定され、意識障害のない状態において見当識障害があり、かつ、他人の介護を要する状態

※アルツハイマー病や脳卒中などにより脳に障害をきたし、意識がはっきりしているときでも時間・場所・人物の認識ができなくなり、かつ、他人の介護が必要な状態をいいます。詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

*あくまで目安であり、この保険のお支払事由に該当しているかどうかはアクサ生命が定める基準により判定されます。公的介護保険における要介護4に該当しても、アクサ生命の支払基準を満たさない場合があります。なお、ここである公的介護保険の認定基準は2017年10月現在の認定基準にもとづいたものです。アクサ生命の支払基準について詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

Q₂

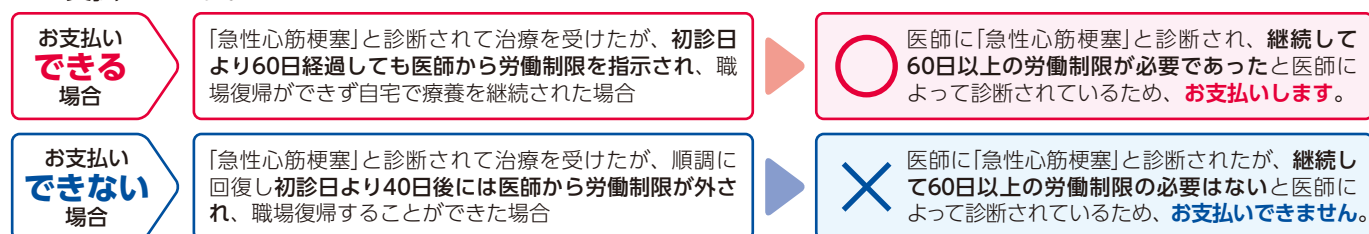
急性心筋梗塞・脳卒中で生活障害保険金を支払われるケースを教えてください。

A

急性心筋梗塞は虚血性心疾患のうち、急性心筋梗塞・再発性心筋梗塞、脳卒中は脳血管疾患のうち、くも膜下出血・脳内出血・脳梗塞が対象となり、次の状態に該当されたときに生活障害保険金をお支払いします。

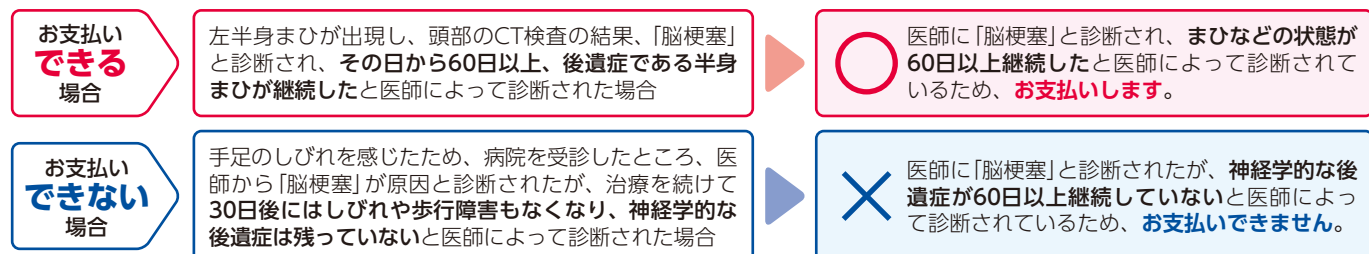
所定の急性心筋梗塞(虚血性心疾患のうち、急性心筋梗塞・再発性心筋梗塞)

責任開始期以後の疾病により所定の急性心筋梗塞を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態が継続したと医師によって診断されたときに生活障害保険金をお支払いします。



所定の脳卒中(脳血管疾患のうち、くも膜下出血・脳内出血・脳梗塞)

責任開始期以後の疾病により所定の脳卒中を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、まひなどの他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたときに生活障害保険金をお支払いします。



経理処理について(法人契約の場合)

【ご契約例】 ●ご契約者：法人 ●被保険者：経営者(45歳・男性) ●保険金の受取人：法人

主契約：生活障害保障型定期保険／保険期間・保険料払込期間：75歳満了／保険金額：10,000万円／年払保険料：1,689,900円

保険料支払時

■ 保険料の取扱い

契約形態			区 分	主契約保険料	
ご契約者	被保険者	保険金の受取人	A = 保険期間満了時の被保険者の年齢 T = 契約年齢 + 保険期間(年数) × 2	保険期間最初の6/10の期間*	保険期間残りの4/10の期間
法 人	役 員	法 人	次の①または②を満たす場合 ① A ≤ 70歳 ② T ≤ 105	全額損金算入(支払保険料)	全額損金算入
			③ ①、②のいずれにも該当しない場合	1/2…損金算入(支払保険料) 1/2…資産計上(長期前払保険料)	全額損金算入 さらに、最初の6/10期間で 資産計上された金額を残りの 期間の経過に応じて均等に 損金算入する。

*資産計上(前払い) 期間の算出にあたり1年未満の端数がある場合には、端数を切捨てた期間とします。

※【関係法令・通達】「法人税基本通達9-3-5」、および「平成20年2月28日付課法2-3 課審5-18」(現行の通達などには生活障害保障型定期保険に関する規定はありませんので、現行の定期保険および長期前払定期保険の規定に準拠しています。)

＜上記ご契約例の場合(保険料の取扱いは、上表の②に該当します。)>

■ 全保険期間

保険料の全額を損金算入します。

借 方	貸 方
支払保険料	現金・預金
1,689,900円	1,689,900円

生活障害保険金・死亡保険金受取時

■ ご解約時

■ ご契約から10年経過時に生活障害保険金のお支払事由に該当し、生活障害保険金をお受取りの場合
保険金額：100,000,000円

■ ご契約から10年経過時に解約された場合
解約時払いもどし金額：10,580,000円

借 方	貸 方
現金・預金	雑収入
100,000,000円	100,000,000円

借 方	貸 方
現金・預金	雑収入
10,580,000円	10,580,000円

※上記例は、保険料の未経過分はないものとして記載しています。保険料の未経過分がある場合は、上記と異なる場合があります。

記載の税務についてのお取扱いは、2017年10月現在の税制にもとづいた一般的なお取扱いをご案内しているものであり、実際のお取扱いとは異なる場合があります。また、このお取扱いは、将来変更される可能性があります。個別の税務などについて、詳しくは、所轄の税務署などに必ずご確認ください。



アクサメディカルアシスタンスサービスのご案内

病気の予防や早期発見から、病気になったときのサポート、治療後の回復や心のケアに至るまで、お客さまを支えつづけます。

●「アクサメディカルアシスタンスサービス」の内容など、詳しくはアクサ生命ホームページでご確認いただくか、アクサ生命の担当者におたずねください。

Doctors Me

24時間365日、PCやスマートフォンから医師・薬剤師・歯科医師・栄養士・獣医師に相談できる、オンライン健康相談サービスです。

糖尿病サポートサービス

優秀糖尿病臨床医紹介サービスなどを通して、糖尿病の早期発見・早期治療・重症化防止をサポートします。

24時間電話健康相談サービス

24時間365日、医師・保健師・看護師などの経験豊かな相談スタッフが電話による健康相談にお応えします。

介護・リハビリサポートサービス

例えば、脳梗塞にかかりリハビリテーションや介護が必要になったら…ご本人やご家族の不安・疑問にお応えします。

メディカルコンサルテーション

(名医によるサービス)

セカンドオピニオンのご提供などで、最適な治療の選択をサポートします。

優待サービス 郵送検査キット

自宅を手軽にできる郵送方式の検査キットで、糖尿病や生活習慣病、ピロリ菌感染などの検査ができます。

メンタルサポートサービス

臨床心理士を中心とした心理カウンセラーなどの「心の専門家」が面談や電話を通じてカウンセリングを提供し、心の問題を早期に解決するサポートをします。

※各サービスの最新の内容やサービス提供会社名は、アクサ生命ホームページにてご確認ください。カスタマーサービスセンター(TEL: 03-6757-0310)までお問い合わせください。 ※上記サービスはアクサ生命が提供する保険商品の一部を構成するものではありません。 ※各サービスをご利用の際には諸条件があります。 ※サービスの内容は予告なく中止、変更する場合がありますのであらかじめご了承ください。